

平成20年度第2回宮城大学法人化推進会議 会議要旨

- 1 日 時 平成20年7月4日(金) 9:30~12:00
- 2 場 所 宮城県庁行政庁舎5階 総務部会議室
- 3 出席者 池戸委員, 石山委員, 岡部委員, 佐藤委員, 白石委員, 保理委員, 馬渡委員, 山田委員(50音順)
- 4 会議の内容

総務部長挨拶要旨

本日は, お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。

今回は, 6月11日に続く, 第2回目の推進会議でございます。

前回の会議では, 4月に大学から提出していただいた「中期目標」・「中期計画」の案について, 知事・副知事など三役からの意見も反映した修正案を事務局からお示しし, 大学での御検討をお願いいたしました。

本日は, 検討していただいた「中期目標」・「中期計画」の案について, 大学から御説明いただきますとともに, 事前にいただいた大学案を検討した県の意見, 修正案を事務局からお示しし, 委員のみなさまに御審議いただきたいと存じます。

「中期目標」・「中期計画」案につきましては, 本日の検討結果をもとにとりまとめを行い, 7月16日に開催する「公立大学法人宮城大学評価委員会」において, 「教育」に関する事項を中心に, 意見を伺う予定としております。

それでは, 本日も, よろしくをお願いいたします

報告事項

平成20年度第1回宮城大学法人化推進会議 会議要旨について

事務局から報告資料に基づき, 「平成20年度第1回宮城大学法人化推進会議」で協議した項目, 検討経過について報告した。

協議事項及び発言要旨

中期目標・中期計画案について

(議長)

はじめに, 協議事項(1)の「中期目標・中期計画案について」を議題といたします。

協議の進め方についてですが, まず, 大学で検討いただいた中期目標・中期計画の案について御説明いただきます。次に, その案について県側で検討した内容を説明した上で, 委員の皆様, 具体的に御協議いただきたいと思っております。

では, まず, 大学で検討いただいた案について, 大学から説明をお願いします。

《大学から次の資料により「中期目標・中期計画(大学案)」の概要について説明した。》

資料1-1「公立大学法人中期目標・中期計画案」

(委員)

一通り御説明申し上げましたが、新しく御指摘いただきました5点について、考え方を御説明いたします。

一つは、年俸制の導入についてでございますが、本学の場合、法人化と同時に、教員評価を給料月額の上給号俸に反映させる方向で検討を進めております。これは、承継職員の就業条件維持についての国会の附帯決議への配慮、労働基準法上の義務等がございますので、そうせざるを得ないのではないかとということです。それで支障なければ、次いで年俸制への反映方法を検討していくことを考えております。

任期制の一層の推進についてでございますが、看護系の場合は教員不足のために任期制の導入が難しいのではないかと永らく言われておりましたけれども、最近では任期制が拡大してきているということで、看護系の教員についても、任期制の有無が優秀な教員を確保する上での大きな障害ではなくなっているという見方が強くなっております。他の2学部については当然、検討に入ります。ただし、任期制には、良い任期制と悪い任期制があると言いますか、任期制にもいろいろございますので、テニユア制との結合とか再任審査制度をどうするかなど、十分検討した上で、推進を図りたいと考えております。

人件費の削減についてでございますが、総定数の削減は難しいですが、そうでない形で、事務組織の見直しや職務能力の向上等により、事務職員人件費の削減を図っていきたいと考えております。

それから、教員定数の見直しにつきましては、定数の削減ではない形で、平成21年から学部の教員について最大任用数を定め、センター等に教員を配置する制度を開始しようとしております。平成22、3年頃には社会的ニーズや学部、学科の組織評価、実績を踏まえまして、学部毎の教員定数の見直しを行いたいと考えております。

それから、教員選考時の外部意見の反映につきましては、平成21年度から実施することでございます。

さらに、御指摘の他に、目玉となるような、特徴のある提案はないのかということでございますが、現在、提案をまとめておりますし、学部でも検討しております。もう少し時間がかかりますので、数ヶ月の猶予をいただきたいと思っております。

(議長)

では次に、ただいま御説明いただいた大学案に関し県側で検討した内容について、事務局から説明をお願いします。

《県から次の資料により、「大学案に対する県側の検討内容」について説明した。》

資料1-2「公立大学法人宮城大学中期目標・中期計画(大学案・資料1-1)に対する検討資料」

(議長)

先に大学から大学案の説明をいただき、それを基に県側から再検討した内容について説明をいただきました。

大きな論点としては、資料1-1、21頁の下段にあります「地域貢献」に関する目標の、「県民の高等教育機関としての役割」に記載されている「県内高校生の上学者比率」、それから、これは全体を通してですが、数値目標の記載の仕方、捉え方かと思っております。これについて、少し時間を取って、この場で摺り合わせをしなければならないと思っておりますが、それに先立ちまして文言的な部分について、特に大学から御意見がありましたら伺いたいと思っております。

(委員)

最終的にどのように書き込むかということにつきましては、各学部、研究科等の了解を得なければなりませんので、お示しいただいた意見(資料1-2)について、急ぎ、学内の意見を聴き、どのように対応するかを検討してまいりました。まず、それを御説明し、その後、重点的なところについて協議させていただきたいと思っております。

資料1-1, 3頁,「文理融合」という言葉では「美」の部分が入らない,そして今回,中心になるのは「美」の部分である,その特徴を強く打ち出したいという事業構想学部の希望でした。「文理美」という言葉がなじまないということは納得してもらいましたので,目標の方は「事業計画系,デザイン系,情報系のサイエンスとアートを融合し」としてはどうかということです。計画の方は「事業計画系,デザイン系,情報系のサイエンスとアートの融合を図る」としてはどうかということで,事業計画学部でも,それで結構ですということでもあります。

次に,3頁の大学院関係の看護学研究科のところは,御指摘のとおりで結構です。それから,同じく看護学研究科の「高度専門職業人養成コース」については,「高度専門職業人養成コース」とは言わないまでも,現在,「専門看護師コース」を設けており,届け出もしておりますので,「高度専門職業人養成の一環として,修士課程の専門看護師コースにおいて」としていただきたいというのが学内の要望でございます。

その次,資料1-1,4頁,事業構想学研究科で,「高度専門職業人育成コース」というところですが,現在の規程では「高度職業人育成コース」となっておりますが,大学院設置基準では「高度の専門性のある職業人の養成」となっており,設置基準に合わせて規程を改正しなくてはならないということで準備をしておりますので,このようにしていただければということでございます。間もなく評議会で決定いたしますので,配慮していただきたいと思っております。

それから,同じく4頁,事業構想学研究科の目標に,御指摘はありませんでしたが,看護学研究科と同様,「教育者」を加えるということでございます。

次,資料1-1,6頁,「充実する」を「充実させる」という文言の訂正は,これでよろしいのではないかとということでございます。その次の7頁で,事業計画系から順に記載することについては,それで結構でございます。次の「ビジネス英語」について,ビジネス英語以外の英語も充実させるということで,「ビジネス英語等」と「等」を入れてほしいということでございます。

資料1-1,8頁の「高度専門職業人育成コース」については,設置基準に合わせるということでございます。

次に,資料1-1,10頁でございますが,御指摘のとおり,7頁の「教育課程」のところに「経営系科目群の見直しを行う」と記載してよろしいのではないかとということでございます。

その次のところ,資料1-1の11頁,看護学研究科でございますが,「高度専門職業人育成コース」と「研究コース」としていただきたいということでございます。その次の,事業構想学研究科についても,同じでございます。

それから,14頁は,「授業評価をもとに「授業改善計画」を策定する」となっておりますが,このような形でよろしいのではないかとということでございます。ただし,17頁の人事の評価制度のところを見ますと,教員評価については挙がっておりましたが授業評価を教員評価に反映させるということは,どこにも見当たらなくなってしまいましたので,評価制度の「八」として,「教育評価に授業評価を反映させる」を追加していただきたいと思っております。

それから,資料1-1,21頁,「県民の高等教育機関としての役割」について,目標,計画の両方に関係しますが,「県内の資質の高い高校生の進学を確保する」という表現は,確かに,公立の大学として問題があるのではないかとということで,目標は「質の高い教育機会を提供し,県内への優れた人材の供給に努める」としてはどうかということでございます。計画は,大学の計画として認可していただくものとしては,「県内の学力と意欲が高く適性に優れた高校生の中に本学への入学志望を広げる」というかたちでどうかということでございます。

資料1-1,23頁の地域社会への貢献につきましては,修正案のとおりでよろしいのではないかとということでございます。24頁の地域連携センターにつきましては,御指摘のとおり事業名として記載する整理でよろしいのではないかとということでございます。それから,

26頁の学外の有識者，28頁の数値目標等も御指摘のとおりでよろしいのではないかと
いうことでございます。28頁の「事務の効率化」から削除された業務のシステム化，ネット
ワーク化については，編集の際に抜けたものと思われまますので，是非，活かしていただき
たいと思います。

それから，29頁の外部資金の関係ですが，教員一人当たりの科研費について，全国の公
立大学の平均が61万6千円であるのに宮城大学は17万5千円であり，外部資金の獲得額
も，全国の平均が141万円であるのに，宮城大学は40万円であるということをお返
り確認しまして，外部資金の獲得額を御指摘にしたがって変えるということは賛成でござ
います。また，29頁の上のところに，「外部資金の導入を進めるために，各教員の申請状況
や獲得額を研究費の配分や教員評価に反映させる仕組みを確立する」としてはどうかとい
うことでございます。これにつきましては，元々御指摘いただいた時には，「外部資金の導入
を進めるために研究を積極的に行った教員に対し，研究費等に反映する」となっており
ましたが，これから研究費を取るという姿勢，取ったという実績に力点を置きインセン
ティブを与えることが必要ということで，このような表現としてはどうかということ
でございます。

同じく29頁のところの数値目標でございますが，御指摘のように申請者率，獲得者率
を入れた方がよいということで，「講師以上の教員の科研費申請者率」，「講師以上の
教員の科研費獲得者率」として，人の割合として見るしかないだろうということ
でございます。これにつきましては，目標値を「講師以上の教員の科研費申請者率」
を80%，「講師以上の教員の科研費獲得者率」を20%にするということです。
20%というのは科研費の審査結果の獲得率の全国平均が20%程度ですので，
全教員を対象としますのもう少し低い数値でもいいと思いますが，全国平均より
少し高いところを目指すということです。この目標値に，平成20年度の数値，
科研費申請者率が50.5%，獲得者率が15.5%になりますので，この数値も
入れていただいて，目標値を掲げるということでどうかということ
でございます。

それから，資料1-1の32頁は御指摘のような文言整理でよろしいのではないかと
いうことでございます。

(議長)

ただ今，御説明のあった一つ一つの項目については，後で検討するということ
でよろしいでしょうか。

(事務局)

一つ確認しておきたいことがございます。今，御説明いただいた再修正案について，
資料1-1の4頁，「文理融合」の部分です。「事業計画系，デザイン系，情報系のサイ
エンスとアートの融合」ということですが，原案では「経営と理工学，美術」とな
っており，経営が事業計画系，理工学，美術がデザイン系と情報系だと考えました。
この表現ですと事業計画系もサイエンスが関わってくると読めるのですが，この
ままでもよろしいのでしょうか。例えば，「事業計画系の経営とデザイン系，情報
系のサイエンスとアートの融合」ということになるのかと思ったのですが。

(委員)

事業計画系もサイエンスとアートが，入り方の割合は違うけれどもありますし，
デザイン系はアートの割合がかなり高いけれどもサイエンスの部分もあります。
情報系は，コンピューター・グラフィックなどをやっており，そこにもサイ
エンスとアートがあるということで，3つの系統がそれぞれの割合で持
っているのだから，それをサイエンスとアートを融合するとい
う表現にしています。ただし，十分議論ができていないのも確かです。

(委員)

「文理融合」という言葉は，他大学でも使われていますけれども，「文理」とい
うのは単純に文化系と理科系という意味ではなくて，例えば細分化された技術
や専門分野，そういうところの科学的な知見や理論を勉強するだけではなくて，
感性や想像力も一緒に身につけて，なおかつそれを活かしていく，事業の
企画立案とかマネジメントとかプロデュースとか，そういう人材が必要だから
文理融合ですということをお返り言っているわけです。

もともと、「美」というのは文理融合の中に含まれる概念だと思いますし、アートというものをすごく強調されていますけれども、デザイン系、空間デザインとか情報デザインを持っている大学は、それをかなり意識しています。もしアートを大々的に打ち出すのであれば、それなりの相当の講座とか、スタッフの充実をしなければならないと思うのですが、そういうところを本当に意識されているのでしょうか。

(委員)

宮城大学の場合は、それぞれの分野でコアとなる教員が何名かいるというかたちで、経営系だけで完全な充実、デザイン系だけ、情報系だけで完全な充実ということにはなっていないのです。それで、三者一体ということで、「美」は是非入れたい、デザイン系を全体の中できちんと位置付けたいということです。

(委員)

基本的に、デザイン情報学科は、情報の先生を除くと後はデザイン、建築の方で、建築の設計にしるデザインにしる、基本的には美を追究するということであって、アートがないということではないと思うのです。計画は当然デザインを具現化するための技術であり、狭い意味の建築計画、広い対象を扱う都市・地域計画同様のことが言えます。

(事務局)

事業計画学科とデザイン情報学科で領域間のコラボレーションを図るということで、カリキュラムの見直しを行う計画が以前にはありました。事業計画系の中にも今委員が言われたように、構想して事業のプログラムを組んでいく中にデザインも入っている、そのようなサイエンスとアートという理解でよろしいでしょうか。デザイン情報学科の中のサイエンスとアートは分かるのですが、事業計画学科にサイエンスとアートというのは、余り理解されていないのかなと思うのです。

(委員)

事業計画系が完全に美術系だということではないのですが、事業を構想していく上で消費者の感性を満足させるといった観点も入れていかないと、うまくいかないといった議論ではないかと私は理解しています。

(委員)

両学科で融合という話はあるのですが、具体的に融合の中身をどうしたらよいかということとは議論されておりません。例えば、ブランド形成などは、事業計画の分野であるわけですが、ブランドを形成していく、アウトプットしていく対象そのものは、デザインやアートの分野になりますので、そういう意味では接点というのは幾つか見いだせると思うのです。ですから、サイエンスとアートを事業計画の中で考えていくことは十分できるのですが、その辺が十分整理がされていないことは確かです。

(委員)

「サイエンスとアートの融合」と言うと、一般の方が見たときに、何を意味しているのが、どうしても分かりにくいので、その辺の整理を是非やっていただきたいと思います。

(委員)

「文理融合」の後に括弧を付けて「文理融合(サイエンスとアート)」とするとか、そういう感じでもいいかも知れません。内部的に、議論をする時間が欲しいです。「美」を入れたいということで、今、カリキュラムの改革をやっていますので、その意向は大事にしたいと思うのです。

(事務局)

目標は知事が指示するものですので、「サイエンスとアート」と記載すると知事が「サイエンスとアート」を理解して示すような形になります。目標は「文理融合」だけにさせていただいて、計画の方は、今おっしゃられたような形で括弧書きにする、これは大学の案ですので、大学としては「文理融合」の意味合いとしては「サイエンスとアート」だよということを記載しておいて、後は議論していただくということではどうかなと思います。

それから、気がついた点として、資料1-1の27頁を修正するというので、「八」として「教育評価に授業評価を反映させる」を追加するというのですが、確か、教員評価の中には授業評価も項目として入っていたと思うのですが、(2)口の「評価制度」で読み込めないかなと思うのです。4領域の評価、つまり教育、研究、社会貢献、管理運営の教育評価の中に授業評価も確か入っていたと思いますので。

(委員)

入っておりません。教育評価の中に何が入っているかという、教育評価とか研究評価、社会貢献の評価といった4領域の評価ですので、授業評価を入れておかないと現在の違いが出ないのです。

(事務局)

平成16年12月の評議会の「教員評価について」というところで、教員の評価の対象として、教育は客観評価と授業評価、シラバス、自己改善の有無ということで、これが3割と明記されているのですが、授業評価は入れていないということでしょうか。

(委員)

今は、実施されておられません。色々議論がありまして、まず前提条件が必要です。授業評価の項目を全学部で8割くらい統一するとか、学生から見て客観的な評価ができるような項目にするとか、学生の出席率を書き込ませるようにしておいて出席率の悪い学生の評価は外すとか、まずは授業評価の項目の準備から必要なのです。今、ちょうど、それを学内の委員会で行っているところで、統一的な授業評価項目を作成して、それがあって始めて評価ができるので、もともと教員評価が出発するときには入れるようになっていましたけれども、今は、授業評価をやっているかどうかだけで、授業評価を教員評価に反映させるということは、できておりません。

大学としては、平成21年の4月から、学内に抵抗はあるのですが、始めようとしているところです。

(事務局)

ここは、改めて確認ということで、「八」として記載するというのでしょうか。

(委員)

やっていないことをやることで、ようやく最近合意しつつありますので、実施するためには中期計画に記載しておく必要があるということです。

(事務局)

分かりました。

もう一つ確認がございます。資料1-1の3頁、看護学研究科の現在のコース名をカギ括弧で入れておりますけれども、この部分は、今現在の履修規程に載っているコース名を記載することを先程、御説明させていただきました。評価委員の皆さんにも、シラバスや履修ガイドを配りますので、そこにコース名が出ておきますと、資料のコース名が「誤植ですか」ということになりかねません。ですから、今現在のコース名を記載し、規程が変わった段階でコース名を変えたいということではよろしいでしょうか。

(委員)

中期計画は現況を言っているわけではなく、平成21年度からの計画ですので、このように記載しています。現状を記載する必要があるればそれでもよろしいです。

(事務局)

本来であれば、中期計画は平成21年の4月以降に目標を見て、大学で作成していただくものですが、前倒ししていますので、今現在でコース名を記載するというのではよろしいでしょうか。

(委員)

評価委員会の先生方に、そこを説明するというわけにはいかないのですか。

(委員)

コメント付きで、こういうふうになっていますということではダメなのですか。とい

うのは、21年度からの計画ですから、現在の規程に合わせる必要は何もないので、20年度中に規程を改正して、このコース名になりますということを説明した上で、新しいコース名を記載するわけにはいかないのでしょうか。

(事務局)

規程を確実に改正するというを前提にということでしょうか。

(議長)

規程を改正するというのであれば、逆に両方のコース名が揃っていないと、おかしなことになりますね。そのスケジュールは、どうなりますか。

(委員)

学則の改正や履修規程の改正など、全ての法人化に関する準備を同時並行で進めていますので、今、カリキュラム改革を各学部で検討していきまして、それを終えてから、評議会で決定して、改正ということになります。履修規程の改正は11月か12月頃になります。

評価委員会がいつまで開催されるか分かりませんが、コース名を途中で変えても結構です。

(事務局)

12月に最終案を御議論いただきますので、その時までには改正されていれば、修正いたします。今の段階では、まだ全然お示ししていませんので、シラバスなり履修規程なりを見て、コースの名称が違ふと説明をしなければならなくなります。

(議長)

評価委員会では、学則、履修規程の改正に伴って、技術的な修正がありますということをお話ししながら進めるということですね。

(事務局)

そのとおりです。

(議長)

それでは、大学の最終案でも工夫をしていただきましたが、資料1-1の21頁下段、「地域貢献等に関する目標」、「県民の高等教育機関としての役割」のところ、「開かれた大学」ということと、後は入口・出口論といいますが、県内の高校生の入学確保と卒業生の県内就職といったことが、摺り合わせの必要な大きな論点として残っていると感じております。

大学案では、目標は出口の話で、「質の高い教育機会を提供し、県内への優れた人材の供給に努める」とし、計画では「県内の学力と意欲が高く適性に優れた高校生の中に本学への入学志望を広める」という、言わば入口での努力を記載するというので、書き分けるということだと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

(委員)

今回、大学側から県の修正に対する再修正案を出していただいたので、かなり整備されたのではないかと私は思います。「県内の資質の高い高校生の進学確保」ですと入口の部分だけという感じになりますし、「県民の高等教育機関としての役割」となると、地域貢献は必ずしも県内の高校生だけを入学させるということではなくて、県内への有能な人材の定着、地域連携や産学官連携など、様々な角度から総合的に評価されて、県民の高等教育機関であるという評価がなされるべきなので、この部分だけを強調するのではない表現に修正されており、大学の修正はごもっともなものだと思います。

(議長)

大学の地域貢献ということでは、多少、私の思い込みという部分もありますが、日常の教育研究活動での地域との密接な関わりがまず第一であろうという感じがしております。その次にくるのが入口、出口の話で、出口については大学だけの努力で何とかできるという話ではなく、受け手の問題もありますけれども、宮城にある宮城大学で学問を修めていただき、人材が地域に根付くことに大きな価値があることは間違いないので、入口の話よりは出口の方がプライオリティが、重要性が高いと思っております。入口は逆に、県内、県外、国内、国

外問わず優秀な方に来ていただくのが競争社会の大原則だということもありますので。そういう面では、目標で示していただいた書きぶりで整理ができた、考え方が落ち着いたと思っております。

一方で、計画の案ですが、まず(1)で、「県民の高等教育機関としての役割」として、大学の再修正案では、「県内の学力と意欲が高く適性に優れた高校生の中に本学への入学志望を広める」という取組で、出口の話は(八)の「地域性のある授業の開設等を通じて県内就職者の比率を高める」となっています。

その他の取組が(2)の「地域社会への貢献」で、日常的な教育研究活動における地域との関わりの中で地域貢献をしていく、それから(3)として「産学官連携」ですね。

文言的な話になりますが、先程、大学の再修正案で、「県内の学力と意欲が高く適性に優れた高校生の中に本学への入学志望を広める」ということでしたが、「県内」と「高校生」が大分離れていますので、「学力と意欲が高く適性に優れた県内の高校生」とすると据わりがいいと思います。

その他、この地域貢献の部分、大学の再修正案を含めていかがでしょうか。

(委員一同)

なし。

(議長)

それでは、大学の再修正案で整理ができたということにしたいと思います。

それから、全体に関わることですが、数値目標の記載の仕方、捉え方について、意見交換をしていただければと思います。

(委員)

質問ですが、数値目標を見ていると、いくらをいくらにするというものと、いくらにしますということ、後は参考として数値が記載されているものがありますが、これは何か意味があるのでしょうか。

(委員)

後年度になればなるほど右肩上がりがいいという数値もありますし、毎年ここを超えておく必要があるという数値があると思ひ、その2つを書き分けておきまして、毎年、全学部ともこの数値を超えていてくださいというものと、何年度までにこれをクリアしてくださいというものは違うのではないかとことです。例を挙げますと、資料1-1の14頁にある数値目標・年度目標は、2番目のものを除き後者です。17頁の休学率と退学率、ゼロに近くなれば近くなるほどいいのですが、止むを得ない事情で休学等がありますので、大学の努力でこれ以下にしましょうという数値を入れております。数値目標は色々ございますが、18頁の看護師国家試験合格率は、昨年は100%ではありませんでしたが、しばらく100%でしたので、毎年度100%でいきたいということです。就職率も年度によって違って、19年度は開学以来の高い就職率ですが、悪い年もございますので、95%は超えるようにします、100%にするのは、なじまないのではないかとことです。以上のような使い分けをしております。

(議長)

学生の授業評価の回答率は、60%くらいしかないものでしょうか。

(委員)

これは、急に下がったということがございます。というのは、事業構想学部では、これまで授業が終わったときに回答を紙で回収していましたが、学生がウェブ上のシートに記入する方式に改めました。そうしましたら、急激に回答率が下がったということで、今の方式で回答率を上げるように工夫はしておりますが、学内の委員会で、回答方法を検討中です。

(議長)

ウェブにした方が集計は楽になりますし、学生の負担も少ないように思いますが。

(委員)

現実には、ウェブにして回答率が下がってしまったのですが、今後の工夫だと思うのです。

事務局が回答率を毎日報告し、「がんばりましょう」などとメッセージを入れていきますので、改善すれば、あながち悪い方式ではないという気もしてきています。学生がきちんと回答さえしてくれれば、効率は確かにいいです。

(委員)

90%か100%にする必要があると思いますので、検討はさせていただきます。試験時間を10分長くして、まずその回答を書かせて回収するという案もあり、現在、検討中です。

(議長)

数値目標について、ほかに何かございませんか。補足等、ございましたらどうぞ。

(委員)

他の公立大学と比べて非常に気になるのが、教員一人当たりの科研費の獲得額と外部資金の獲得額です。これが、どれくらい低いかというのを今回把握しましたので、もう少し申請率を高める方法を考えています。先程、申し上げたのが研究費の配分に反映させるということで、研究費の基準額40万円を、科研費の申請をしなかった方は半額の20万円にしてしまうという方法が考えられるかなと思っております。それからもう一つは、獲得額を教員評価に反映させるということです。こういうことをすべきではないかというものを検討することは可能だと思います。

(議長)

資料1-1,5頁の入試の倍率ですが、志願倍率トップ3を目指すということではなくて、3つのポイントについて数値を入れていただいています、それぞれ目標値の考え方はどういうふうになっているのでしょうか。

(委員)

経験的なものとしか言いようがないと思います。例えば、実質競争倍率が2倍を切るということは危険ではないかと思えます。公立大学でも1倍台の大学もありますが、そういうところは非常に危険で、学部再編等を考えなければならぬレベルに達していると思えます。これは、経験になりますが、2倍は絶対切らない、安全を考えて2.5倍は切らないようにする。2倍を超えていれば、学部、学科の再編を考える必要はない、社会的なニーズがあるというレベルだと思います。

ただし、実質競争倍率だけでよく分からない点は、競争率がそこそこあっても、合格者を発表すると半分くらいしか入学手続をしてもらえない、ひどいところだと3割ちょっとというところもあります。そうすると、実質競争倍率だけではよく分からないので、入学率を踏まえた上で、実質競争倍率が2倍以上だと、入学に関しては安定していると言えるのではなかろうかという経験をベースにした数値です。

(議長)

その辺の数値は、学内でも共通認識となっているのでしょうか。

(委員)

共通認識であると思いますが、これから他大学とも比較しながら、どこが宮城大学の強みなのか、弱みなのかを認識してもらいたいと考えています。

(議長)

その他、数値目標に関してございませんか。

そうしますと、資料1-1の数値目標については、よろしゅうございますか。

(委員一同)

異議なし。

(議長)

それでは、数値目標は資料1-1のとおりといたします。大分、議論をしてみました、中期目標・中期計画の中身について、ほかに何か御意見があればお願いします。

(委員)

学内で検討するに当たり特に問題となるのが、年俸制と任期制です。先程、学長が御説明しましたように、年俸制については6年の目標期間内に、任期制については2、3年以内に

一層の推進をするということになりましたが、法人化して、具体的に内容を詰めていくときに、ある程度、設置者側の意向を踏まえて検討したいということがございます。例えば、任期制であれば適用範囲をどうするかということ、今いる教員は対象外として、新規に採用する教員だけに適用するのか等、色々考えられるわけですが、設置者としての注文のようなものがあるかどうか、この辺はどうですか。

(事務局)

これについては、この推進会議で議論させていただくことを考えております。設置者側としても、推進会議に出す前に三役を交えて検討することについて、知事から指示を受けておりますので、この場で任期制はどの範囲でということとは申し上げませんが、そういう方向で検討させていただくことになろうかと思えます。

移行型の法人ということで、教員は条例に基づいて3月31日から4月1日の年度を跨ぐ際に公務員から非公務員になり、それまで適用されていた地方公務員法や教育公務員特例法に代わり、労働基準法や就業規則で就業条件が決まり、組合なり職員の代表と協定を結ぶこととなります。仕組みが変わりますので、その辺は事務方でも勉強していくことを考えております。

(議長)

法人化しますと、県の関与の度合いが薄れる、変わってくるということがありますので、年俸制や任期制というキーワードだけ示され、あとは大学に任された場合に、こういう形で進めていくという何か道が敷かれていないと、言葉だけでは厳しいという趣旨でしょうか。

(委員)

任期制については、他の大学では全教員を対象にするというのは非常に困難であるという状況を横に見ながら、設置者としてはどういう方向付けを考えているのか、任期制の場合は新たに採用する職員だけでいいのか、全職員を対象とするのかによって、大分対応が違ってくると思うのです。対象を大学に白紙委任し、そのところから考えなさいということであれば、それはそれでいいのですが、ある程度対象を絞り込んだ形で考えるのかどうかによって、大学の対応も違って来ようと思えます。

(議長)

今年度中に、任期制について、もう少しブレイクダウンしたようなものを示す機会はあるのでしょうか。

(事務局)

前回、スケジュールをお示ししましたが、近々、人事の関係の議論を推進会議でさせていただくことになっておりますので、その際に先行事例等も踏まえながら、どういうやり方がいいのか、事務方で少し勉強しまして、それをもとに御議論いただきたいと思っております。

先行事例でいいますと、ある大学では、全職員に任期制を適用するという事で、トップダウンで指示をして、一人一人に同意を求めたわけですが、提示をしても同意しない職員には、昇級をさせない等、別の手段も講じたという例もございます。それがいいかどうかもございまして、移行型ですので不利益を被る部分については、任期制を入れるから、或いは、年俸制を入れるから不利益なのかという議論はあるかと思えますが、不利益を被ることが教員の中で大勢を占めるようなときに、どうするかということも議論になろうかと思えます。その辺も合わせて、少し勉強させていただきたいと思えます。

(委員)

今のお話は、非常に影響力が大きいところですが、議論の結果として、目標の表現の仕方、場合によっては計画も、変わりうるということによろしいでしょうか。

(事務局)

目標については、知事が任期制、年俸制を導入するということを示しておりますので、それを見て、中期計画を作っていただいて、今、大学の案でいいでしょうということになりましたので、方向性としては、これで動いていただくしかないと思えます。

後は、中身の問題だと思えますが、全教員に任期制を導入するのか、或いは、新たに入っ

てくる方に導入するのか、職種によって導入するのか、そういう議論になると思います。大学での議論を踏まえて、やっぱりやめますということはないということをお理解いただきたいと思います。

(委員)

そうしますと、より具体的な議論を推進会議で行うということですね。

(委員)

中期目標・中期計画では、このような形ですが、学内のとりまとめ状況は、検討にいつから入って、いつまでに決めるかということをお評議会で決め中期計画案に記載しております。任期制については21年4月から検討して、2年くらいで実施しますということを決めておりますので、それを了承していただければ、年次計画にいつから任期制が入りますということをお記載しますので、その段階で精査していただいて、これでは生ぬるいのではないかとか、こういう仕組みではどうかとか御指摘をいただくということではだめでしょうか。現在、いつ検討に入るかということはお言えますが、その先の内容は、今のようないい形をお願いしたいと思います。

(事務局)

6年間のうちに何時やるかをおおよそ決めておいていただいて、年次計画で何時やるかということをお示しいただくということになります。6年間で実施しないとなりますと、評価委員会から改善指示ということもありますので御留意いただきたいと思っております。

任期制については、スケジュールでお示ししておりましたが、7月31日の推進会議で御議論いただきたいと考えております。

(議長)

それでは次に、協議事項(2)の「財務会計関係について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

《事務局から次の資料により「公立大学法人宮城大学財務会計システム企画・開発業務の概要」について説明した。》

資料2 公立大学法人宮城大学財務会計システム企画・開発業務の概要

(議長)

事務局から説明がありましたが、ただいまの説明について、御意見・御質問等はございませんか。

(委員)

人事課と法人の事務組織体制についての話し合いをしているという話ですが、今月末までに決めることにしているのは、具体的にはどのようなことでしょうか。

(事務局)

これまでも、大学側と法人化後の組織のあり方、何課体制とするのか、決裁権をどこまで持たせるかの話し合いをしてきました。大学の方で考え方が二転三転している部分もあって、固まったものができていませんでしたが、システムを導入するために、会計規程の概要が必要になっておまして、決裁権限も関わってきましたので、早めに組織体制を決めましょうということで、何課体制にするのか、何人配置して誰がやるのか、その辺を人事課と議論をしていくということになっております。事務職員の定数は、53人で議論をしております。

(委員)

定数53人で議論をしているのか、53プラスで増員要求をしていますので、それで議論をしているのでしょうか。

(事務局)

基本的には53人ですが、プラスの分も入れて、これから議論をしていきます。

(委員)

ということは、定数を7月一杯で確定するということですか。

(事務局)

全体の定数があり、事務局の定数もありますが、確定する方向で検討を進めていきたいと考えております。法人化後は、県の定数管理から外れますので、どちらかということと人件費、お金の問題になります。

(委員)

今のところは、53人を基本に議論をしているということですね。

(事務局)

そのとおりです。

(議長)

ほかにございませんか。

(委員一同)

なし。

(議長)

それでは、協議事項(2)「財務会計関係について」は、原案をもとに、手続を進めていくこととしてよろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(議長)

それでは次に、5の「その他」に入りますが、まず事務局から連絡事項があるとのことですので、説明願います。

《事務局から「公立大学法人宮城大学評価委員会の委員の選任」について参考資料等により説明した。第3回推進会議、第4回推進会議の日程について、次のとおり説明した。》

第3回推進会議 7月31日 午前9時30分から

第4回推進会議 8月28日 午後2時30分から

(議長)

何か御質問はございますか。

(委員)

評価委員会は、16日で変更ありませんか。

(事務局)

変更ございません。

(議長)

他に何かございませんか。

(委員一同)

なし。

(議長)

なければ、以上で議事を終了いたします。